

入 札 説 明 書

北九州市立八幡病院清掃業務委託に係る公告（令和８年７月１４日付）に基づく入札については、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達規程その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

１ 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 北九州市立八幡病院清掃業務委託
- (2) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目６番２号
- (3) 用 途 市立八幡病院における清掃業務（詳細は、別添仕様書による。）
- (4) 履行期間 令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで

２ 競争入札の参加資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第２条第１項及び第２項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規程第２条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 地方独立行政法人北九州市立病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受ける等、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）等関係法令等に基づいたサービスを行う環境が整備されていること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）に基づく事業の登録制度において、「１号 建築物清掃業」または「８号 建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
- (6) 過去５年以内において３００床以上の病院清掃の実績を有していること。
- (7) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる

者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 競争入札参加資格審査の申請

この広告にかかる一般競争入札に参加を希望するもので有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局管理課（電話 093-662-6565）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年8月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 競争入札参加の申請と参加資格の確認

(1) この入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 特定調達契約に係る競争参加申出書（以下「申出書」という。）
- ② 医療関連サービスマーク認定証書等、2-(4)・(5)・(6)を確認することができる許可書等の写し
- ③ その他、提出が必要とされている書類。

(2) 申出書は北九州市立八幡病院事務局管理課であらかじめ交付を受けること。

(3) 申出書等は次により受け付ける。

- ① 期間 令和8年7月14日（火）から令和8年8月3日（月）までに必着。
- ② 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院事務局管理課

(4) 参加資格の確認の結果通知は令和8年8月4日（火）に発送する。

5 参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「理事長」という。）にその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、令和8年8月12日（水）までに「4-(3)-②」の場所に書面を提出し行わなければならない。

(3) 理事長は、説明を求められたときは、令和8年8月17日（月）までに説明を求め

た者に書面により回答する。

6 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

- ① 場所 「4-(3)-②」に同じ
- ② 日時 公告の日から令和8年8月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで並びに同月25日午前9時から10時まで

(2) 入札説明書の交付方法 「4-(3)-②」の場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

- ① 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 4階中会議室2
- ② 日時 令和8年8月20日（月）午前10時

7 入札及び開札の方法等

(1) 入札の準備

見積りに当たっては、仕様書及び設計書等（以下「仕様書等」という。）及び現場をよく確認のうえ、入札すること。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を受けることができる。

(2) 入札書の作成方法

- ① 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。
- ② 入札書は病院機構所定の様式によること。なお、随意契約によることとなった場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はない。
- ③ 記載事項は次のとおり。

④ 入札の方法

総価により行う。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札時に、入札書とは別に「入札金額積算内訳（様式自由）」を参考資料として提出をお願いするもの（「入札金額積算内訳」がなくても入札自体を無効とするものではない）。なお、再入札時には提出不要とする。

- ⑤ 件名 北九州市立八幡病院清掃業務委託

㉓ 入札者の氏名及び押印

法人にあっては法人の商号又は名称及び代表者の氏名を記入し、印章は北九州市に届出のものとする。代理人が入札する場合には、入札者の氏名と代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記入及び押印し、委任状を開札までに提出すること。

㉔ 郵送による入札

(a) 入札書を封筒に入れ密封し、かつその封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『8月25日入札の「北九州市立八幡病院清掃業務委託」の入札書在中』と朱書きすること。その封筒を郵送用封筒に入れ、郵送用封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

(b) 郵送方法 書留郵便に限る

(c) 郵送場所 「4-(3)-㉔」に同じ

(d) 郵送期限 令和8年8月24日（月）午後4時30分までに必着のこと。

㉕ 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

㉖ 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院 4階中会議室2

㉗ 日時 令和5年8月25日（火）午前10時

(4) 入札の辞退

㉘ 入札の参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

㉙ 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

(5) 入札の留意事項

㉚ 競争入札の参加に当たっては、理事長により参加資格があることが確認された旨の通知書又はその写しを持参すること。

㉛ 入札執行の場所には、入札者以外の立ち入りはできない。

㉜ 入札者は、入札執行について係員の指示に従うこと。

(6) 開札

㉝ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

㉞ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

㉟ 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、理事長により競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書又はその写しを提示しなければならない。

- ④ 入札者又はその代理人は、理事長又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。
 - ⑤ 開札した場合において、落札者のいないときは、再度の入札を行う。
 - ⑥ 再度入札は、原則として2回とする。
 - ⑦ 再度入札に参加することができない者は、前回の入札において無効とされた者とする。
 - ⑧ 入札不調となった場合は、最も低い金額で入札した業者と価格交渉を行い、予定価格と同額かそれを下回る金額で合意した場合は、当該業者と随意契約を行うものとする。なお、当該業者との価格交渉が不調に終わった際は、次順位の業者と同様の交渉を行うものとする。
- (7) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ① 入札参加の資格がなくて入札したとき。
 - ② 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
 - ③ 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について判読できないとき。
 - ④ 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
 - ⑤ 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
 - ⑥ 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
 - ⑦ 理事長により競争入札参加資格がある旨確認された者であっても、参加資格の確認の後、入札時において2に掲げる参加資格を有しない者の行った入札は、無効とする。
 - ⑧ 前各号のほか、指示した事項に違反した場合。
- (8) 入札に参加できない場合
- 次のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。
- ① 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
 - ② 代理入札で委任状が不備のとき。
- (9) 入札の中止等
- 入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは入札の中止、延期又は取消をする。
- (10) 落札者の決定方法
- 契約規程第5条第1項により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

8 入札及び契約に関する条件

- (1) 予定価格は総価で定める。

(2) 入札保証金

入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。契約規程第29条項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約の締結について

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 保証人

契約に際しては、保証人を1名立てることとする。

(4) 契約書の作成

① 契約書は3通作成し、記名押印のうえ、落札者、保証人各1通を保管する。

② 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

10 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。